

年 月 日

茨城県知事

殿

貸与決定番号

貸与時の養成施設

又は大学院の名称

修学生(相続人・保証人)

住 所 〒

(電話)

ふりがな

氏 名

印

修学資金返還事由発生届

茨城県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金について，下記のとおり返還事由が発生しましたので，届け出ます。

記

貸与を受けた期間	年 月から 年 月まで
返 還 債 務 額	金 円
返 還 免 除 額	金 円
返 還 済 額	金 円
返 還 未 済 額	金 円
該当していた履行猶予事由	茨城県保健師，助産師，看護師及び准看護師修学資金貸与条例第7条第 号 ()
返 還 方 法	1. 年賦返還 (毎年 月) 2. 半年賦返還 (毎年 月及び 月) 3. 月賦返還 (回払) (1回目 円 2回目以降 円) 4. 一時返還 (月)

備考 月賦返還の方法により返還する場合において，1回あたりの返還額に100円未満の端数が生じたときは，当該端数を1回目の返還額に計上すること。